

1. 件名：東芝エネルギーシステムズ（株）の3条改正に伴う原子炉設置許可の届出に係る設置者ヒアリング

2. 日時：令和2年7月31日（金）10時00分～10時30分

3. 場所：（1）原子力規制庁10階南会議室
（2）東芝エネルギーシステムズ株式会社
※：本ヒアリングは、テレビ会議にて実施

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 研究炉等審査部門

川末主任安全審査官、上野管理官補佐

東芝エネルギーシステムズ株式会社

エネルギーシステム技術開発センター 参事 他2名

5. 議事要旨

（1）東芝エネルギーシステムズ株式会社（以下「東芝」という。）から、令和2年6月25日付けで申請のあった設置許可の変更届について、資料に基づき説明があった。

（2）上記（1）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について確認した。

- ・ 品質管理基準規則における「経営責任者」を所長としているが、リソースの適切な配分に係る最終決定権者である組織の長とする必要があること。
- ・ 組織の規模が小さいことを勘案し、部門に係る記載を削除したとしているが、組織図を踏まえると明確ではないため、設置許可においては品質管理基準規則のとおりとし、具体的な計画である保安規定において実態を踏まえて整備すること。

（3）上記（1）の説明に対し、東芝より以下の回答があった。

- ・ 内容を検討のうえ、一部補正を行う。

6. 配付資料

- ・ 東芝からの配付資料

資料1 NCA/TTR 設置許可変更届 品質管理規則との対照表